

## 人権相談事業について（報告）

## 1 部落差別に関する相談

部落差別の解消の推進に関する法律に基づく、相談、教育及び啓発体制の充実を図るため、松本市人権教育集会所にて、部落差別に関する相談業務を令和2年度から開始しています。

## 2 経過

部落差別の解消の推進に関する法律が平成28年12月に施行され、地方公共団体に対して、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談体制の充実を図ること等が求められました。

これを受け、市では、相談体制の充実について、差別撤廃人権擁護審議会にも諮りながら検討を重ねてまいりました。

令和元年度、「今でも潜在的に悩みを抱える当事者がおり、気軽に相談できる場が必要である。本市における部落差別の実態を把握し、差別解消に向けた取組みにつなげていく。」という考えのもと、相談窓口を設置することについて、一昨年の差別撤廃人権擁護審議会でご議論いただいた結果、令和2年4月より部落差別に関する相談業務を開始しました。

## 3 相談業務の概要

- (1) 場 所 : 松本市人権教育集会所
- (2) 実 施 日 : 月2回 (第1、第3火曜日)
- (3) 業務内容 : 電話、面談、他の専門相談との連携
- (4) 周 知 : 広報まつもと「毎月の相談日のページに掲載」  
松本市ホームページに掲載  
くらしの便利帳に掲載 (令和3年度から)

## 4 相談実績

- (1) 令和2年度 0件
- (2) 令和3年度 (9月30日現在) 2件

# 部落差別に関する相談業務

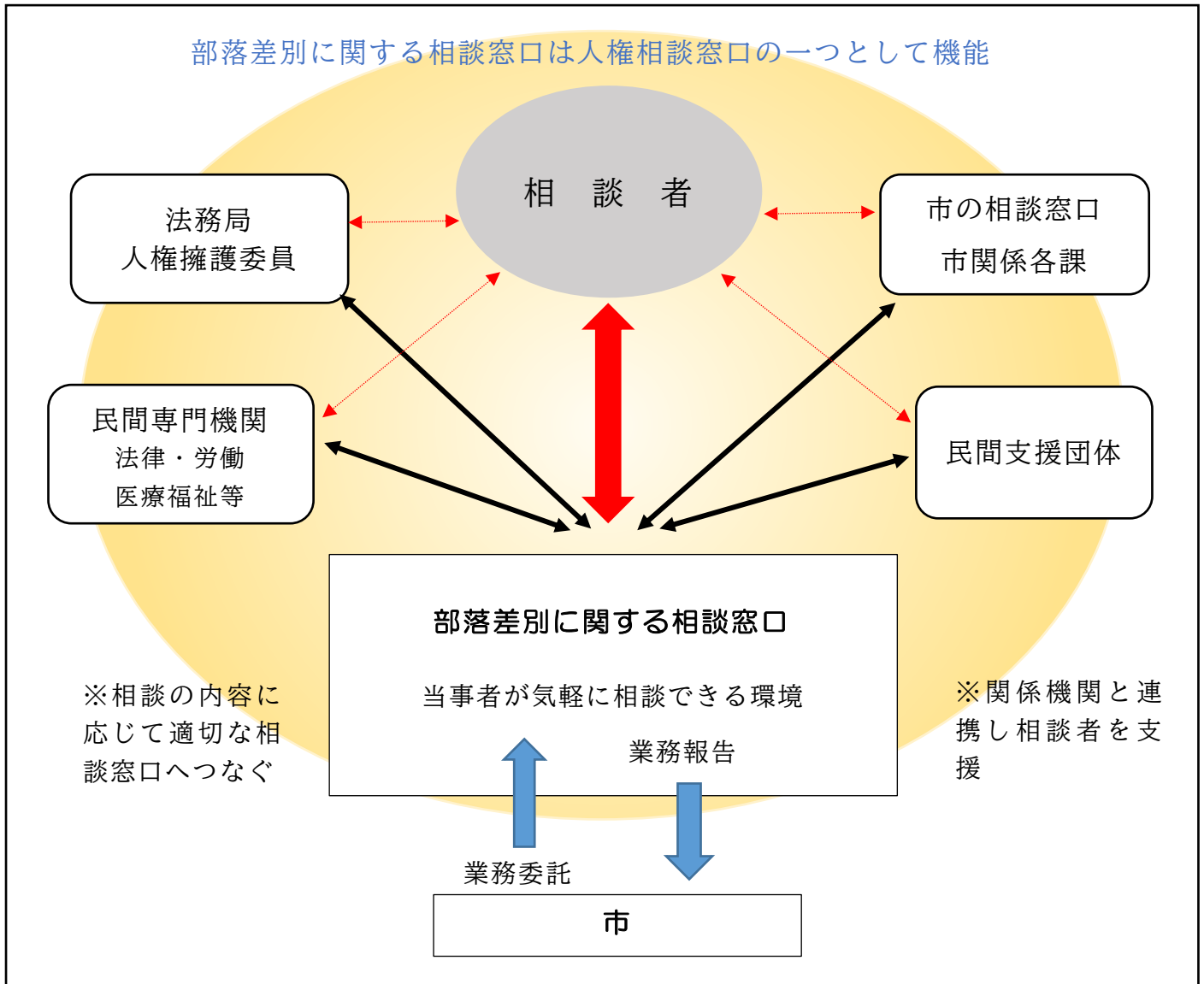
社会的背景

- 部落差別解消法施行（地方自治体は相談体制の充実に努める）
- 部落差別に起因する相談等は依然として存在
- 気軽に相談できる場所がないという部落出身者の声
- 今後、多重困難者の増加が想定 等々



《求められるもの》

- 部落出身者の悩みを聴き、自立をサポートする寄り添い型の相談支援
- 地域や他機関と連携を図り、専門機関へつなぐネットワーク型の相談窓口
- 部落出身者が気軽に相談できるよう配慮



## 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

## （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## （相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## （教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## （部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院法務委員会（H28.11.16）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

【参議院法務委員会（H28.12.8）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。